

# ◆◆ 申告がはじまります ◆◆

令和8年度（令和7年分）の市・県民税、国民健康保険税の申告相談（確定申告を含む）を行います。申告が必要な方は、期間内（令和8年2月16日～3月16日）に申告をしてください。

## 市の会場での申告相談は 事前予約制 です！

- 申告会場の混雑を避けるために、1日あたりの来場者数を制限して運営を行います。  
予約は先着順とし、受付人数が定員に達した場合、予約を締め切らせていただきます。
- 予約なしで来場された場合、申告相談をお受けすることができません。  
また、申告会場や税務課では予約の受付はできませんのでご注意ください。

### 予約の方法 ※武雄税務署（市役所5階）での申告の予約方法ではありません

お住まいの地区等によって、事前予約受付開始日が異なります。

ご予約の際は下表と裏表紙の日程一覧をご確認の上、ご予約ください。

#### ①インターネット予約（スマホ・パソコン）

- 予約期間 令和8年2月6日（金）～3月15日（日）
- 受付時間 24時間 ※2月6日は8：30～  
※インターネット予約の方法については3ページを参照ください。

#### ②電話予約

- 予約期間 令和8年2月6日（金）～ **3月6日（金）**
- 受付時間 平日 8：30～17：00
- 予約専用ダイヤル ☎ **0954-27-7016**



#### 電話予約の注意事項

- 予約締切日は**3月6日**です。※インターネット予約とは異なります。
- 電話番号はよくご確認いただき、お掛け間違いにご注意ください。
- 予約開始直後は、混雑によりつながり難いことが想定されますので  
ご了承いただきますようお願いします。

予約は希望日の  
前日までです！  
(当日予約不可)

#### 事前予約受付開始日一覧（インターネット予約・電話予約）

受付開始日	2/6～ (金)	2/9～ (月)	2/12～ (木)	2/16～ (月)	2/18～ (水)
対象地区等	山内町 北方町 <u>休日相談</u>	西川登町 東川登町	武内町 朝日町	橘町 若木町	武雄町 全武雄地区

# 予約をはじめる前に

- 申告が必要か「申告フローチャート（2ページ）」でご確認ください。
- 来場者ごとに1件ずつ予約が必要です。（高齢者の方等の付添人は来場者に含みません）
- 内容確認を伴わない提出のみの場合は、予約不要です。

※下記内容の申告は、市の申告会場では受付ができません！

武雄税務署（武雄市役所5階）にて申告してください。

- 青色申告
- ・損失繰越
- ・雑損控除の申告
- ・住宅借入金特別控除（初年度）
- 令和6年分以前の申告
- ・準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 分離課税の申告（土地建物・株式などの譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得など）

## 市の会場で申告される方

### 申告に必要なもの

#### 1. マイナンバー、本人確認書類【①か②のどちらか】

- ①マイナンバーカード（顔写真付き）
- ②マイナンバーの通知カード+本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）

#### 2. 令和7年中の収入がわかる資料【該当するもの】

- 給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
- 事業所得（農業、営業）や不動産所得のある方は、作成した収支内訳書、収入・経費を記入した帳簿書類、アグネス、営農通帳等
- その他 個人年金・保険金の支払証明や支払調書等

#### 3. 控除に必要な資料【該当するもの】

- 社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除の証明書
- 医療費控除の明細書、医療費通知（医療費のお知らせ等）
- 寄附先から発行された証明書

#### 4. その他

- 還付申告の場合は、申告者名義の通帳かキャッシュカード
- 税務署から送付された案内ハガキ
- 印鑑（ご署名いただける場合は不要です）

## ご自分で市・県民税 国民健康保険税申告書を作成・提出される方

この冊子を参考に、申告書を作成してください。10ページに記載例があります。

別紙

市町民税・県民税 国民健康保険税 申告書（両面）

一般所得用 収支内訳書（両面）・・・・・・・・・・・・・・・事業（営業等）をされている方

農業所得用 収支内訳書（両面）・・・・・・・・・・・・・・・農業をされている方

医療費控除の明細書・・・・・・・・・・・・・・・医療費控除がある方

提出先：武雄市役所税務課（市役所1階）または 各申告会場

提出方法：持参 または 郵送

## 武雄税務署で確定申告される方

武雄税務署（市役所5階）で確定申告をするには「入場整理券」が必要となります。当日に会場で取得 または LINEによる事前予約で取得できます。スマホ・PCからできるe-Tax確定申告もご利用ください。  
税務署の予約方法、e-Taxについてお問い合わせは武雄税務署へお願いします。

# 申告フローチャート

市・県民税等の申告が必要となるか、確認してください。  
なお、所得税の確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。

「収入」と「所得」は別の意味を持ちます。「収入」金額とは、事業をされている方の場合は売上金額、会社等にお勤めされている方の場合は給与やボーナスの合計額のこと、いわゆる年収を指します。一方、「所得」金額とは収入金額から必要経費等を引いたものを指します。（給与と年金の所得の計算方法は5ページをご覧ください）

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

「申告が必要」に該当した方でも、  
前年所得の合計額が38万円以下の方は申告不要です。

ただし、国民健康保険に加入している方は所得額に関係なく申告が必要です。

スタート

令和8年1月1日現在、武雄市に居住していましたか？

いいえ

令和8年1月1日に居住していた  
市区町村で申告してください。

▼ はい

令和7年中に収入がありましたか？

★非課税収入（遺族年金、障害年金等）のみの方は「いいえ」へ進んでください。

いいえ

申告不要です。

※ただし、次に該当する方は市・県民税申告が必要です

1. 国民健康保険に加入されている方

2. 所得証明書等を必要とされる方

※公営住宅への入居、保育園への入園、高校就学支援金、事業資金の融資申込等で必要になる場合があります。

▼ はい

令和7年中  
1月～12月  
の収入の種類  
は？

主に  
年金所得

年金収入の額が  
400万円以下

他の所得  
がない

追加する所得控除がない

1

追加する所得控除がある

2

他の所得が20万円以下

2

他の所得が20万円を超える

3

年金収入の額が400万円を超える

3

主に  
給与所得

1か所からの給与収入のみで  
年末調整しており  
年末調整の内容に変更がない

他の所得がない

1

他の所得が20万円以下

2

他の所得が20万円を超える

3

次のような場合

- ・2か所以上からの給与収入がある
- ・年末調整の内容に変更がある
- ・住宅借入金等特別控除（初年度）
- ・医療費控除がある
- ・年末調整が済んでいない
- ・給与収入が2千万円を超える

3

営業・農業・  
不動産・雑・  
一時所得  
などある人

所得金額（収入－経費）より所得控除額が多い

2

所得金額（収入－経費）より所得控除額が少ない

3

## 1 申告不要

市・県民税の申告、確定申告は必要ありません。

## 2 市・県民税申告

市・県民税の申告をする必要があります。  
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

## 3 確定申告

所得税の確定申告をする必要があります。

※この表は目安であり、ご自身の状況によって適切な申告方法が異なることがあります。

# インターネット予約の流れ

## ⚠ インターネット予約の注意事項

- ご予約にはメールアドレスが必要です。  
(「@mail.graffer.jp」を受信できるよう迷惑メール防止の設定を確認してください。)
- お住まいの地区（町）の会場で予約しているか、よくご確認ください。
- 予約の変更、キャンセルは予約完了メールのURLより行ってください。お電話では受け付けておりません。

## まずは予約サイトへアクセスする

事前予約ページのQRコードを読み取る



または

ウェブ検索し、武雄市HP「令和8年度税の申告がはじまります～インターネット事前予約について～」のページからアクセスする。

武雄市 申告 事前予約  (URL)  
<https://www.city.takeo.lg.jp/information/2026/02/015057.html>

## 操作手順

### 1. 相談希望日の希望時間枠の「○」を選択

武雄会場はお住まいの地区（町）によって、相談日程及び会場が異なります。選択日がお住まいの地区の会場で間違いないかよくご確認ください。

※予約の空きがない場合は「×」と表示されています。

### 2. 「○○して予約」ボタンを選択

ログインIDをお持ちの方は「ログインして予約」を選択してください。

ログインIDを持ってない・分からぬ方は「メールを認証して予約」を選択し、ご自身のメールアドレスを入力してください。

### 3. メール受信後、記載してあるURLを押す

2で入力したメールアドレスに確認メールが送られてきます。

※メールが届かない場合は、①メールアドレスに誤りがないか、②迷惑メールの防止設定により受信不可になっていないかの確認をお願いします。

### 4. 予約情報（氏名、電話番号、郵便番号、住所）を入力

必要事項を入力後、「確認に進む」を押す。

### 5. 「入力内容を確定する」を押す

入力した内容に間違いないか確認してください。

右図のように表示されるまで予約は完了していませんのでご注意ください。



### 6. 予約完了

予約完了メールが送られてきます。

変更等については完了メールに記載のURLから可能です。（電話ではお受けできません）

届いたメールは申告日まで必ず保存しておいてください。

## 収入・所得金額

所得名の数字は市・県民税申告書(別紙)の所得金額欄の数字と一致します。

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交員などの営業、農業以外の事業により生ずる所得
② 農業	田、畠、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得
③ 不動産	貸家、賃間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得

◎ 営業等、農業、不動産所得のある方は別途収支内訳書の作成が必要です。

◎ **営業等、農業、不動産所得のある方は記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。**

④ 利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金 ※所得税において源泉分離課税となったものは申告不要
⑤ 配当	株式配当、出資配当などの所得
⑥ 給与	給与、賃金、賞与などによる所得 ※給与所得金額の計算については、5ページ「表1 給与所得金額速算表」を参照ください。
⑦～⑨ 雜	⑦(公的年金等) 老齢年金(国民年金、厚生年金、共済年金)や恩給等による所得 ※所得金額の計算については、5ページ「表2 公的年金等所得金額速算表」を参照ください。 ⑧(業務) 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得(シルバー人材センター報酬等) ⑨(その他) <b>生命保険の年金(個人年金保険)</b> 、互助年金、原稿料、印税、講演料、賃金利子などにより生ずる所得
⑪ 総合譲渡	土地、建物以外の資産(自動車、機械器具、ゴルフ会員権等)の譲渡による所得 短期…その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期…その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円
⑫ 一時	<b>生命保険の満期保険金や解約金</b> 、賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金などによる所得 ※特別控除額は50万円

**個人年金保険や生命保険の満期保険金及び解約金も申告が必要です。**

(所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。)

※ 土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なります。

### 事業専従者控除に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または15歳以上の親族で1年を通じ6ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額 専従者控除額(ア)か(イ)のうち低い方の金額 (ア)配偶者の場合 86万円 それ以外の場合 50万円 (イ)(不動産所得+事業所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
-------	--

**給与所得金額及び公的年金等所得金額の計算については下記の表1及び表2をご覧ください。**

**表1 納入所得金額速算表（収入→所得）**

(※令和7年度税制改正により所得控除額が変更されています)

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円～1,899,999 円	(A) - 650,000 円	
1,900,000 円～3,599,999 円	$(A) \div 4 = B$	(B) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	千円未満切り捨て	(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000 円	

**表2 公的年金等所得金額速算表（収入→所得）**

<65歳未満の方(昭和36年1月2日以後生まれ)>

公的年金の収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
130万円～410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円～770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円～1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円以上	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円

<65歳以上の方(昭和36年1月1日以前生まれ)>

公的年金の収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
330万円～410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円～770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円～1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円以上	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円

## 令和 年度分 市町民税・県民税 国民健康保険税 申告書

			世帯コード	個人コード		
武雄市長様			現住所	業種又は職業		
提出年月日 年 月 日			1月1日現在の住所 フリガナ	電話番号		
			署名又は記名押印	生年月日 明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	続柄
				印	個人番号	

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

(13) 社会保険料控除		社会保険の種類	支払った保険料		
			円		
		合 計			
(15) 生命保険料控除		新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
		円	円		
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
		円	円		
		介護医療保険料の計			
		円			
(16) 地震保険料控除		地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
		円	円		
(17) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 〔 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還〕	(18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除	(19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
(20) 障害者控除		1 氏名 個人番号	障害の程度	級度	
		2 氏名 個人番号	障害の程度	級度	
(21) 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者		配偶者 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令	配偶者の合計所得金額 円	
				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
(23) (24) 扶養控除・特定親族特別控除		1 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居 特親	
		2 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居 特親	
		3 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居 特親	
		4 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居 特親	
16歳未満扶養親族控除対象外		1 氏名 個人番号	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居	
		2 氏名 個人番号	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居	
		3 氏名 個人番号	生年月日 平・令	同居・別居の区分 □ 同居 続柄 □ 別居	
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名・個人番号及び住所を記入してください。					
扶養控除額の合計					

(27) 雜損控除		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
			・			
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
		円	円	円		
(28) 医療費控除		支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円		
		円	円	円		

1 収入金額等	営業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	
	雜業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
	時	シ	
2 所得金額	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
4 所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時合計	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模等共済金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寡婦、ひとり親控除	⑯	
	勤労障害者控除	⑰	
	配偶者(特別)控除	⑱	
	扶養控除	⑲	
	特定親族特別控除	⑳	
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町民税・県民税の納税方法	基礎控除	㉑	
	⑬～㉑までの計	㉒	
	雑損控除	㉓	
	医療費控除	㉔	
	区分	㉕	
	合計	㉖	
	医療費控除	㉗	
	区分	㉘	
	合計	㉙	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

## 6 給与所得の内役

(日給などの給与所得のある人で源泉徴収  
票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務数	月	収	
1		円		円		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
賞与等		円				
合計						
勤務先所在地						
勤務先名						
電話番号						

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		

## 9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

二 合計イ+[(ロ+ハ)×½]

## 11 事業専従者に関する事項

1 フリガナ 氏名 個人番号	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
2 フリガナ 氏名 個人番号	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
3 フリガナ 氏名 個人番号	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし	合計額	

(収入のなかつた方は該当する項目に記入してください。)

- どなたかの扶養親族であった場合、その方の住所
- 失業中であった年月日から年月日まで
- 学生年月卒業予定学校名
- 病気療養中自宅・病院で療養中年月日から年月日まで
- 遺族年金・障害者年金で生活していた。
- その他の理由で所得のなかつた人は、具体的に記入してください。

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

1 フリガナ 氏名 個人番号	個人番号	住所
2 フリガナ 氏名 個人番号	個人番号	住所
3 フリガナ 氏名 個人番号	個人番号	住所

## 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等による所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得額控除額	

## 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。

## 15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名 個人番号	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級度	別居の場合 の住所

源泉徴収票及び証明書等はここに添付してください。

この収支内訳書は機械で読み取れますので、黒のボールペンで書いてください。

この収支内訳書は機械で読み取れますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

令和五年分	以降用	科 目	単位	(学年)	△単位
〔「営業等」又は「雜(業務)」の いずれかを選択してください。〕					

令和〇〇年分収支内訳書（一般用）

(あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

業種名		屋号	加入団体名	土等番号	電話番号
事業所所在地		電話番号	(自宅) (事業所)	氏名(名前)	事務所所在地
住所	フリガナ 氏名				

「営業等」又は「雑(業務)」のいずれかを選択してください。

ことはできません。

○売上(収入)金額の明細 ※ 登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計			

(令和五年分以降用)

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計			

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称(継延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	償却方法	償却の基礎額	耐用年数	①償却率又は改定割率	②本年中償却期間	③本年分の償却額	④本年分の償却額	⑤事業専用割合	⑥	⑦未償却残高(期末残高)
・( )		年月(償却保証額)	円	円	年	月	月	円	円	%	円	円
・( )												
・( )												
・( )												
・( )												
・( )												
計												

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金額円	利子割引料円	本年中のうち必要経費算入額円	左のうち必要経費算入額円	本年中の賃借料・権利金等 賃更賃賃	左の賃借料のうち必要経費算入額円

○地代家賃の内訳



(令和二年分以降用)

### ○減価償却費の計算

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産につき、(1)のうちの「みなし償却額」を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

## ◎本年中ににおける特殊事情

# 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

## 住 所

氏名

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

\*医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目  
が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される金額
円 ②	円 ①	円

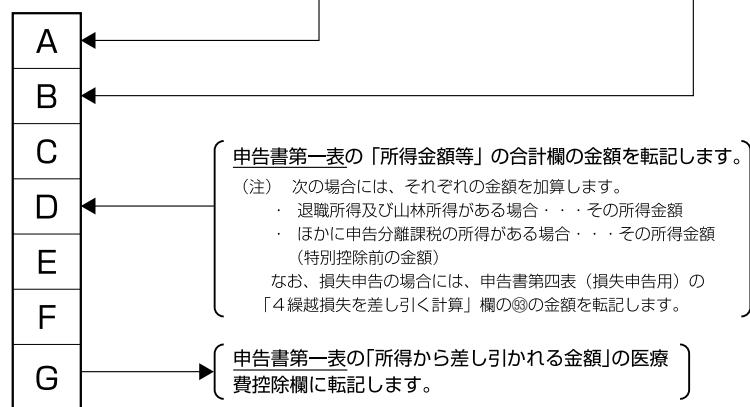
(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 (A) - (B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
Eと10万円のいすれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C) - (F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	



申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
  - ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額  
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記します。

→ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

# ■ 医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。  
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称  
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥被保険者等の名称

※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

### (1) 「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

### (2) 「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中（1月1日から12月31日までの間）に実際に支払った医療費の合計額を記入します（未払いの医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。）。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

### (3) 「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補填される金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
176,584 円	⑦ 153,300 円	⑧ 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

①で記入した医療費のうち、その年中（1月1日から12月31日までの間）に実際に支払った金額を領収書等で確認し合計額を記入します。

②の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

## 2 医療費（上記①以外）の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。  
なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

（「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

### (1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

### (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

### (3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

### (4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

### (5) 「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費（JR、○○バス）往復780円  
5月28日 診療：5,500円 通院費（JR、○○バス）往復780円  
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入（いずれも通常必要なものに限ります。）などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

# ■ 添付又は提示が必要な書類

## ● この「医療費控除の明細書」（添付）

## ● 医療費通知（原本※）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限ります。（添付）

※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## ● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管する必要があります。

### ◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ 介護保険法の要介護認定を受けている一定の要件を満たす方は、市町村長等が交付するおむつ使用的認証書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

### ◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

### ◎ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

### ◎ ストマ用装具の購入費用

▶ 運動療法実施証明書

### ◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

▶ ストマ用装具使用証明書

### ◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）

### ◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

## 控除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

令和7年度税制改正により、「扶養親族等の所得要件」の変更、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

令和8年度(令和7年分)の申告より適用されます。

下記の表にて金額等よくご確認のうえ、申告書を作成してください。

⑬社会保険料控除	<p>あなたや生計を一にするあなたの家族(親族)が負担することとなっている社会保険料(国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金、農業年金等)を支払った場合 ○支払額の全額 ※ただし、家族(親族)が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った本人の社会保険料控除となります。</p>																				
⑭小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが支払った下記の掛金がある場合 ・小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金 ・確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度の掛金 ○支払額の全額 ※生計を一にする家族(親族)の掛金は控除できません。</p>																				
⑮生命保険料控除	<p>生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合  【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】 <table border="1"><thead><tr><th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>12,000 円超～32,000 円以下</td><td>支払額 × 0.5 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,000 円超～56,000 円以下</td><td>支払額 × 0.25 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,000 円を超える場合</td><td>一律 28,000 円</td></tr></tbody></table><p>「一般生命保険料控除(A)」「介護医療保険料控除(B)」「個人年金保険料控除(C)」 適用限度額はA、B、C各 28,000 円だが、合計適用限度額は 70,000 円となる。 A(28,000 円) + B(28,000 円) + C(28,000 円) = 上限 70,000 円</p> <p>(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】 <table border="1"><thead><tr><th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払額</td></tr><tr><td>15,000 円超～40,000 円以下</td><td>支払額 × 0.5 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超～70,000 円以下</td><td>支払額 × 0.25 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円を超えた場合</td><td>一律 35,000 円</td></tr></tbody></table><p>「一般生命保険料控除(A)」「個人年金保険料控除(B)」 適用限度額は従前どおりA、B各 35,000 円、合計適用限度額は 70,000 円となる。 A(35,000 円) + B(35,000 円) = 上限 70,000 円</p> <p>→次のページへ続く</p></p></p>	年間支払保険料の合計	控除額	12,000 円以下	支払額	12,000 円超～32,000 円以下	支払額 × 0.5 + 6,000 円	32,000 円超～56,000 円以下	支払額 × 0.25 + 14,000 円	56,000 円を超える場合	一律 28,000 円	年間支払保険料の合計	控除額	15,000 円以下	支払額	15,000 円超～40,000 円以下	支払額 × 0.5 + 7,500 円	40,000 円超～70,000 円以下	支払額 × 0.25 + 17,500 円	70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円
年間支払保険料の合計	控除額																				
12,000 円以下	支払額																				
12,000 円超～32,000 円以下	支払額 × 0.5 + 6,000 円																				
32,000 円超～56,000 円以下	支払額 × 0.25 + 14,000 円																				
56,000 円を超える場合	一律 28,000 円																				
年間支払保険料の合計	控除額																				
15,000 円以下	支払額																				
15,000 円超～40,000 円以下	支払額 × 0.5 + 7,500 円																				
40,000 円超～70,000 円以下	支払額 × 0.25 + 17,500 円																				
70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円																				

	<p>→前のページの続き</p> <p>(3)【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額(ア+イ)が控除額となるが、適用限度額は28,000円となる。 ア 新契約の支払保険料は、上記(1)の表で計算した金額 イ 旧契約の支払保険料は、上記(2)の表で計算した金額</p> <p>(1)～(3)を図で表すと下表のようになります。</p>																		
⑯生命保険料控除																			
	<p>損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合</p>																		
⑰地震保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(1)、(2)の両方がある場合</td> <td></td> <td>(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一契約の場合は、どちらか一方のみ控除対象となります。</p>	区分	年間支払保険料の合計	控除額	(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額 × 0.5	50,000円超	25,000円	(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額	5,000円超 15,000円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500円	15,000円超	10,000円	(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)※
区分	年間支払保険料の合計	控除額																	
(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額 × 0.5																	
	50,000円超	25,000円																	
(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額																	
	5,000円超 15,000円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500円																	
	15,000円超	10,000円																	
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)※																	
⑯寡婦控除	<p>次の(ア)または(イ)に該当する人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が500万円以下の人 (控除額 260,000円)</p> <p>(ア)夫と離別後婚姻していない人で、扶養親族がいる人 (イ)夫と死別後婚姻していない人</p>																		
⑰ひとり親控除	<p>次の(ア)と(イ)の両方に該当する人 (控除額 300,000円)</p> <p>(ア)婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子(総所得金額等の合計が58万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。)を有する人 (イ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が500万円以下の人</p>																		
⑲勤労学生控除	<p>学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が75万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が10万円以下である人 (控除額 260,000円)</p>																		

	<p>あなた、または同一生計配偶者や扶養親族(年少扶養親族含む)が障がい者である場合 (区分)</p> <p>普通障がい:身体3級~、精神2級~、療育B 特別障がい:身体1・2級、精神1級、療育A</p> <p>○普通障がい者一人につき (控除額 260,000円) ○特別障がい者一人につき(同居以外) (控除額 300,000円) ○特別障がい者一人につき(同居) (控除額 530,000円)</p>																																											
<p>⑩障害者控除</p> <p>※「配偶者控除」と 「配偶者特別控除」は、 どちらか一方のみ該当 します。</p>	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="366 563 1129 826"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>老人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超~950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超~1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1140 595 1545 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「老人」は70歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれ) が該当</p> </div>	あなたの合計所得金額	控除額		一般	老人	900万円以下	33万円	38万円	900万円超~950万円以下	22万円	26万円	950万円超~1,000万円以下	11万円	13万円																													
あなたの合計所得金額	控除額																																											
	一般	老人																																										
900万円以下	33万円	38万円																																										
900万円超~950万円以下	22万円	26万円																																										
950万円超~1,000万円以下	11万円	13万円																																										
<p>⑪配偶者特別控除</p> <p>※「配偶者控除」と 「配偶者特別控除」は、 どちらか一方のみ該当 します。</p>	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の場合</p> <p>控除額は配偶者の所得に応じて異なりますので、下表を参照ください。</p> <p>○配偶者特別控除額</p> <table border="1" data-bbox="366 1073 1545 1702"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超~950万円以下</th> <th>950万円超~1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超~95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超~100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超~105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超~110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超~115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超~120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超~125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超~130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超~133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下	58万円超~95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超~105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下																																									
58万円超~95万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
95万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超~105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
<p>⑫扶養控除</p> <p>※令和8年度(令和7年分)から所得要件が引き上げられています。</p>	<p>あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)で令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <p>○一般扶養…平成22年1月2日以後生まれの扶養親族を除く (控除額 330,000円) ○特定扶養…平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれの扶養親族 (控除額 450,000円) ○老人扶養…昭和31年1月1日以前生まれの扶養親族 (控除額 380,000円) ○同居老親等…昭和31年1月1日以前生まれで同居している直系尊属 (控除額 450,000円) ○年少扶養…平成22年1月2日以後生まれの扶養親族 (控除額 0円) ただし、障害者控除は適用され、市県民税の非課税判定の人数には含まれます。</p>																																											

㉔特定親族特別控除 (令和8年度(令和7年分)より適用)	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(=「特定親族」※配偶者を除く)で合計所得金額が58万円を超える場合 控除額は特定親族の所得に応じて異なりますので、下表を参照ください。				
	○特定親族特別控除額	特定親族の合計所得金額	控除額		
	(ア)	58万円超～95万円以下	45万円		
	(イ)	95万円超～100万円以下	41万円		
	(ウ)	100万円超～105万円以下	31万円		
	(エ)	105万円超～110万円以下	21万円		
	(オ)	110万円超～115万円以下	11万円		
	(カ)	115万円超～120万円以下	6万円		
	(キ)	120万円超～123万円以下	3万円		
㉕基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合				
	合計所得金額	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下	2,500万円超
㉗雑損控除	控除額	43万円	29万円	15万円	適用無し
	あなたや、生計を一にするあなたの家族(親族)が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 ○(差引損失額－総所得金額等の10%の金額)と (差引損失額のうち災害関連支出額－5万円)のいずれか多い方の金額				
㉘医療費控除	あなたや、生計を一にするあなたの家族(親族)の医療費を支払った場合 下記、(1)または(2)のどちらか一方のみ選択できます。				
	(1)従来の医療費控除 ○医療費実質負担額－(10万円または合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額) ＝医療費控除額(最高200万円) ※医療費実質負担額とは、令和7年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。 (2)セルフメディケーション税制 ○特定健康診査等を受けていて、対象となるスイッチOTC医薬品を購入し、年間購入額が12,000円を超えるとき、その超えた部分の金額が対象(上限金額:88,000円)				

参考 住民税 非課税基準早見表

扶養人数 (配偶者含む)	総所得金額	
	①均等割非課税基準	②所得割非課税基準
0人	38万円	45万円
1人	82.8万円	112万円
2人	110.8万円	147万円
3人	138.8万円	182万円
4人	166.8万円	217万円
5人	194.8万円	252万円

$$\textcircled{1} \text{ 均等割} + \textcircled{2} \text{ 所得割} = \boxed{\text{住民税}}$$

※配偶者特別控除、特定親族特別控除が適用される方は扶養人数には含まれません。

○障がい者、未成年、寡婦、ひとり親は扶養人数に関わらず総所得135万円以下は住民税非課税です。

## 住民税申告書の記載例

○申告者

税務太郎(S35.3.3生)

給与収入	1,300,000円
年金収入	2,300,000円
社会保険料	200,000円
生命保険料 (旧生命保険料)	120,000円
(介護医療分)	100,000円

#### ○家族構成など

配偶者：税務 花子（S40.3.5生）同居 収入なし

父 : 稅務 長太郎 (S10.1.1生) 同居

年金収入1,500,000円、身体障害者手帳3級

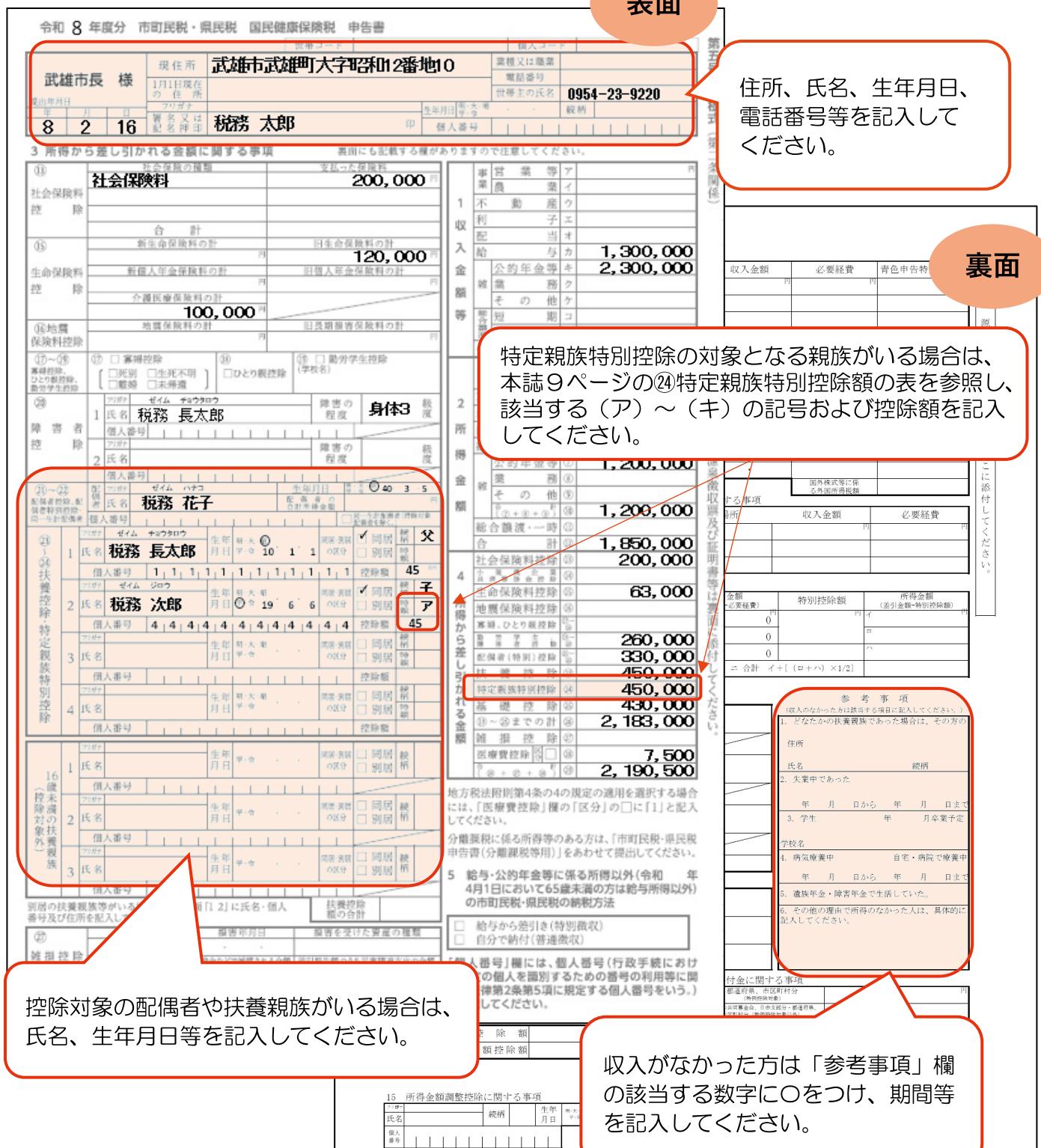
子 : 稅務 次郎 (H19.6.6生) 同居

給与収入1,250,000円

### ○医療費控除

医療費支払額 200,000円

保険金等で補てんされた額 100,000円



# 令和8年 申告相談日程及び会場

※必ずお住まいの各町公民館での相談日を予約してください

**事前予約が必要です！**

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
山内町	山内公民館	2月16日(月)から 3月16日(月)まで (平日のみ)	8時45分から 16時00分まで
北方町	北方公民館		
武雄地区	西川登町	2月16日(月)	1日目 8時45分から 16時00分まで
		2月17日(火)	
	東川登町	2月18日(水)	
		2月19日(木)	
	武内町	2月20日(金)	
		2月24日(火)	
	朝日町	2月25日(水)	
		2月26日(木)	
橘町	橘公民館	2月27日(金)	2日目 8時45分から 12時00分まで
		3月2日(月)	
若木町	若木公民館	3月3日(火)	8時45分から 16時00分まで
		3月4日(水)	
武雄町	武雄公民館 軽運動室会議室(2階) ※会場案内図は下記参照	3月5日(木)	
		3月6日(金)	
		3月9日(月)から 3月16日(月)まで (平日のみ)	
全武雄地区 (割り当ての日に 来られない方)			

<休日申告相談>武雄市全域の方がご予約可能です

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
市内全域	武雄市役所1階 税務課フロア	2月23日(月)	8時45分から 12時00分まで

## 武雄公民館案内図（文化会館敷地内にあります）

